

平成14年8月定例会会議録
船橋市教育委員会8月定例会

1. 日時 平成14年8月29日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後2時30分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委員長 砂田 清子
委員長職務代理者 高木 恒雄
委員 嶋口 章子
委員 村瀬 光一
教育長 落合 護

4. 出席職員

管理部長 平川 道雄
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 加藤 嘉美
管理部参事兼財務課長 高橋 恒男
管理部参事兼施設課長 松本 秀男
学校教育参事兼指導課長 坂口 和治
学務課長 山岸 信和
保健体育課長 後藤 宏行
文化課長 大橋 武彦
青少年課長 福地 幹夫
生涯スポーツ課長 稲田 時男
社会教育課長補佐 野々村 好造

5. 議題 議事日程のとおり 8月定例会議事日程

日時 平成14年8月29日(木) 午後2時

場所 教育委員室

委員長開会宣告

第1 前回会議録の承認

第2 議案

第34号 船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

第3 その他 (1) 船橋市西図書館図書廃棄に係る損害賠償請求について

委員長閉会宣告

6. 議事の内容

【委員長】

開会宣言 午後2時00分

ただ今から教育委員会8月定例会を開会いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

今回の教育委員会定例会の開催にあたりまして、会議を傍聴したい旨1名の方より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました遵守事項をよく守っていただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第34号「船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」総務課説明願います。

【総務課長】

議案第34号「船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則については、7月の定例会にお諮りしたのですが、その際に、どこまでを報道機関というのか、という点で若干あいまいなところがあったので、今回、再度お諮りするものです。この報道機関の規定を設けたことにつきましては、傍聴の定員を5名と定めていることから、報道機関が取材目的で来た場合、一般傍聴で定員がいっぱいになってしまったとき報道機関はどうするのかということがあったものですから、報道機関の傍聴について規定するものでございます。前回ご指摘をいただきました、どこまでを報道機関というのか、という点ですが、事務局では、記者クラブに登録しているもの、それからTV局を想定しておりました。このことについて、市議会に確認いたしましたところ、議会では記者クラブに登録しているものを報道機関として、それ以外は一般傍聴扱いということでした。また、市の広報課では、例えば記者会見などでは、記者クラブ、TV局、ミニコミ誌も報道機関として会見資料を配布しているということでございます。なお、記者クラブの位置づけでございますが、船橋市としては、市の情報をスムーズに発信するため、任意の団体である記者クラブとの連携を図っ

ている、という見解でございます。前回ご指摘のありましたことを踏まえまして、今回、あらたに第9条として「この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。」という1条を加えましたので、必要がありましたら、この条に基づいて報道機関の傍聴について、あらかじめ報道機関の範囲を、委員会内での取り決めという形で、ここまでを報道機関としましょう、といったことを決めておいていただければ充分であると考えます。

【委員長】

ただ今説明がありました、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

「報道機関に所属する者であって」ということですから、報道機関をはっきり決めないといけないですかね。「委員長が認めるもの」とありますので、報道機関であっても委員長が認めなければ傍聴はできませんということであれば、そんなにきっちりと決めなくても、例えばミニコミ誌の中でもきちんとしているところもあるでしょうし、委員長が認めるという規定があれば、そういうところまで広げてもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【総務課長】

今、委員からお話がありましたように、第9条として「この規則に定めるもののほか、必要な事項は会議で定める」という一文を加えさせていただきましたが、第2条第4項に「委員長が認めるもの」という規定がございます。ですから、委員長とご相談しながら対応を決めていくということもできます。ただ、この教育委員会会議は公開を原則としておりますので、報道機関でないという理由で傍聴を断ることはできません。当然、この会議室のスペースが空いていれば、たとえばミニコミ誌の方が報道関係ですとあって傍聴に来られれば、傍聴を許可しても問題ないだろうと思っております。逆に言いますと、スペースが空いていなければ報道機関であっても傍聴をお断りすることになるかと思えます。ですから、第2条第4項に「委員長が認めるもの」というところで対応が可能であると思えます。

【委員】

先月のものよりも具体的にはっきりとしていますので、これでよろしいのではと思いません。

【委員】

定員は5人であるということを明確にしたと理解してよろしいですね。

【総務課長】

はい。

【委員】

5人と決めてしまうのは、市の公開条例などには抵触しませんか。

【総務課長】

条例に抵触することはありません。

【委員長】

他に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第34号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第34号については、原案どおり可決されました。

続きまして、その他の報告をしていただきます。「船橋市西図書館図書廃棄に係る損害賠償請求について」生涯学習部報告願います。

【生涯学習部次長】

「船橋市西図書館図書廃棄に係る損害賠償請求について」ご報告いたします。

昨年8月、西図書館において蔵書107冊が除籍理由不明のまま廃棄されたことに対し、廃棄対象となった図書の著者らが、船橋市と司書を相手取り、双方のそれぞれ2,700万円の損害賠償を求める訴えを、8月13日、東京地裁に提出、8月21日、訴状を受理いたしました。まず、原告についてでございますが、お手元に配布しております訴状の中に記載のとおりでございます。次に、請求の理由でございますが、原告の著作物を理由なく廃棄したことにより、表現の自由、学問の自由と憲法上の権利、人格的利益及び名誉権の侵害と、被告らによる差別的取り扱いによって、著しい損害及び筆舌に尽くせぬ精神的苦痛を被った、ということでございます。それらの損害を回復し、精神的苦痛を慰謝するため、慰謝料と損害賠償を請求するものである、という内容でございます。この対応でございますが、現在、顧問弁護士とも協議しており、慎重に対応してまいりたいと考えております。なお、10月1日に第1回口頭弁論が予定されております。

【委員長】

ただ今報告がありましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

弁償をまだしていないということがでていますが、終わっていないのですか。

【生涯学習部次長】

107冊全部配架しております。ただ、4冊につきまして、絶版等で配架できておりませんが、同じ著者の別な本を配架しております。

【委員】

廃棄したものを、他の図書館に届けてるわけですね。

【生涯学習部次長】

若干ないものがございます。

【教育長】

4冊がないわけですが、古本屋とかそういった古い書物を売っているところを探すと聞いてますが、やっていますか。

【生涯学習部次長】

問屋を通じて全国の古本屋にて確認しました。その結果4冊だけが確保できないということでございます。

【総務課長】

付け足しになりますが、今、生涯学習部次長より107冊のうち103冊は配架されています。4冊については発行年が古い、また絶版等の理由で同一図書の確保が難しいということで、代替え図書の4冊で対応しているところですが、見つかっていないこの4冊については、今後も入手するための努力をしています、ということをつけ加えさせていただきます。

【委員長】

他にご質問等ございませんか。それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。各委員より他に何かございませんか。ないようでしたら、これで教育委員会8月定例会を閉会いたします。

【委員長】

閉会宣言 午後2時30分